

平成十九年十二月二十五日付け広島県報（号外）第百二十三号に登載の広島県告示第千二百三十八号（広島県立総合技術研究所における使用料及び手数料の種別及び額）の一部を次のように訂正する。

企画振興局研究開発部研究開発課長

ページ	行	誤	正
一五	後ろから一七	一日	一回（二四時間以内）
	後ろから一一	一日	一回（二四時間以内）
	後ろから五	一日	一回（二四時間以内）
一六	九	一日	一回（二四時間以内）